

野田市電子入札約款

(目的)

第1条 野田市が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、野田市契約事務規則（平成25年野田市規則第21号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者（一般競争入札に係る参加申請書を提出した者又は指名競争入札に係る指名通知書を受理した者をいう。以下同じ。）は、当該事業の図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、事前に関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 入札参加者は、工事の入札に際しては、工事内訳書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

6 入札参加者は、積算内訳書の提出が必要な入札に際しては、積算内訳書（別記第2号様式）を提出しなければならない。

7 入札参加者は、野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号。以下「公契約条例」という。）の適用を受ける入札に際しては、公契約条例に関する誓約書（別記第3号様式）を提出しなければならない。ただし、公契約条例第15条の適用を受ける入札にあつては、この限りでない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退するときは、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 入札書受付開始日時までは、契約担当課へ紙様式により入札辞退届（別記第4号様式）を提出するものとする。

- (2) 入札書受付締切予定日時までは、電子入札システムにより入札辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。
- (3) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までは、契約担当課へ紙様式により入札辞退届を提出するものとする。
- 3 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書の提出を行わなかった場合又は開札開始日時までに辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

- 第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。
 - 4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

- 第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。
- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札執行の延期又は紙入札への移行など運用を変更し、若しくは入札の執行を取りやめることができる。
 - 3 前各項の規定に基づく入札の延期又は取りやめに伴い入札参加者に発生した損害は、入札参加者の負担とする。

(開札立会人)

- 第7条 開札の執行に当たり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。
- 2 立会いを希望する場合は、開札日前日までに野田市に連絡するものとする。

- 3 代理人をもって立会いさせるときは、立会委任状を持参し提出するものとする。
- 4 入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(無効となる入札)

第8条 規則第18条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 必要事項を欠く入札
- (2) 電子認証書を不正に使用した入札
- (3) 入札書の金額が0円の入札
- (4) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札
- (5) 工事の入札において、工事内訳書の提出がない入札
- (6) 積算内訳書の提出が必要な入札において、積算内訳書の提出がない入札
- (7) 入札書に記載された金額と、工事内訳書又は積算内訳書（以下これらを「内訳書」という。）に記載された金額に相違のある入札
- (8) 内訳書の記載事項が不明なもの又は内訳書に記名のない入札
- (9) 一般競争入札（事後審査型）において、期限までに資格確認資料を提出しなかった落札候補者のした入札
- (10) 予定価格を事前公表した入札において、予定価格を超える金額の入札
- (11) 一般競争入札（総合評価方式）において、技術提案等資料の提出がなかった者のした入札
- (12) 一般競争入札（総合評価方式）において、技術提案等資料を白紙（未記入）で提出した者及び提出された技術提案等資料が評価に値しないと認められた者のした入札
- (13) 公契約条例の適用を受ける入札（公契約条例第15条の適用を受ける入札を除く。）において、公契約条例に関する誓約書の提出がない入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

(失格となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

- (1) 低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）に失格基準価格を設定した入札において、当該失格基準価格を下回る金額の入札
- (2) 低入札価格調査において、所定の書類を指定した期日までに提出しない者のした入札
- (3) その他低入札価格調査において、失格とされた入札

(保留)

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき。
- (2) 一般競争入札（事後審査型）において、落札候補者の入札参加資格確認審査を実施するとき。
- (3) 一般競争入札（総合評価方式）において、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を後日決定する必要があるとき。
- (4) 発注者が特に必要と判断したとき。

(落札者の決定)

第11条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、調査基準価格を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、野田市低入札価格調査実施要領に基づき落札者を決定するものとする。また、総合評価一般競争入札により執行した場合は、野田市が発注する工事に係る総合評価方式の実施に関する要領に基づき落札者を決定するものとする。

(同価格又は同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。

(再度入札等)

第13条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行う。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合には、再度入札は行わない。

- 2 再度入札の回数は、1回とする。
- 3 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が無効とされた者は参加できない。
- 4 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で最低の価格で入札した者、総合評価方式にあっては評価値が最も高い者から見積書を徴することができるものとし、見積書の徴取は2回までとする。ただし、見積書を徴するに当たって、予定価格との差が大きいため、見積書を徴することが適切でないときは、この限りではない。
- 5 第1項及び前項の規定により予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。

(契約の締結)

- 第14条 落札者は、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（野田市の休日定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない。）に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年野田市条例第7号）に基づく議会の議決を必要とする契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。
 - 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、指名停止等の措置を講ずることができるものとする。

(異議の申立て)

- 第15条 入札をした者は、入札後、本約款、図面、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この約款は、平成26年4月7日から施行する。

附 則

この約款は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年12月10日から施行する。